

鹿児島県町村監査委員協議会会則

制 定 昭和26年10月20日
最終改正 令和3年2月17日

第1条 本会は、鹿児島県町村監査委員協議会と称する。

第2条 本会は、鹿児島県内各町村の監査委員（以下「会員」と呼ぶ。）を以って組織する。

第3条 本会の事務所は、鹿児島県町村議会議長会事務局（鹿児島県市町村自治会館内）に置く。

第4条 本会は、監査委員制度の適切な運営により、公正にして、民主的、能率的な自治行政を確保し、もって住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 目的達成に必要な会議の開催
- (2) 監査事務に関する研修会，講習会の開催
- (3) 監査に関する各種調査，研究及び資料の収集，配布
- (4) 監査委員制度に関する関係方面への陳情，請願，意見，要望書等の提出

第6条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は、理事会で必要と認められたとき又は会員の3分の1以上の要求があったとき、これを開催する。

次条第1号の総会事項の決定のため総会の開催が必要であるにもかかわらず、災害、感染症その他避けることのできない事情のため総会の開催が困難であると会長が認めるときは、当該総会事項について、会員の書面による表決に付し、会員の過半数の同意をもって総会の議決に代える（以下「総会の開催に代える会員の書面表決による総会事項決定」という。）ことができる。

第9条及び第10条の規定による役員を選出のため総会の開催が必要であるにもかかわらず、災害、感染症その他避けることのできない事情のため総会の開催

が困難であると会長が認めるときは、第17条の規定に基づく理事及び監事の選出に関する定めにより選出された者の協議による役員を選考の結果について、会員の書面による表決に付し、会員の過半数の同意をもって総会の役員を選出に代える（以下「総会の開催に代える会員の書面表決による役員選出」という。）ことができる。

総会の開催に代える会員の書面表決による総会事項決定及び総会の開催に代える会員の書面表決による役員選出を行うときは、その決定及び役員選出となる期日を指定して、当該期日の前日までに会員の書面による表決を終えなければならない。

理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の者から会議に付する事項を示して理事会招集の請求があったとき開催する。但し、理事会の開催が困難であると会長が認めるときは、理事会に代えて、次条第2号の理事会事項の決定及び第10条の総会に代えて行う理事及び監事の欠員補充については理事の過半数の書面による同意をもって、第10条の会長及び副会長の互選については理事の書面による手続をもって、それぞれ行うことができる。

第7条 総会及び理事会に諮るべき事項は次のとおりとする。

(1) 総会事項

- ア 本会の予算及び決算
- イ 本会より提出する陳情、請願事項の決議
- ウ 本会の年度事業計画
- エ 本会の会則の変更
- オ その他本会運営に関する重要な事項

(2) 理事会事項

- ア 総会で付託された事項
- イ 予算案作成及び会費負担に関する事項
- ウ 既定予算の更正及び既定会費の追加を伴わない追加予算案の議決
- エ 軽易又は緊急を要する陳情、請願、意見、要望書の決議
- オ その他本会の運営に関する事項

第8条 総会及び理事会は、会長が招集する。

会長は、総会及び理事会の議長となる。

総会及び理事会は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 本会に次の役員をおく。

会長1人、副会長2人、理事8人以内（会長、副会長を含む。）、監事2人
役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

欠員により、会長、副会長、理事、監事となった者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

第10条 理事及び監事は、総会において会員中より選出し、会長及び副会長は、理事会において互選する。但し、理事及び監事の欠員を補充する場合は、理事会をもって総会に代えることができる。この場合は、次の総会において報告しなければならない。

会長、副会長、理事及び監事が、その任期中、町村監査委員の任期が満了した後引き続き町村監査委員に就任したときは、それぞれその職は引き続くものとする。

第11条 会長は、会務を総理し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

理事は、理事会に出席し会務に参与する。

監事は、会計を監査する。

第12条 役員は、すべて無報酬とする。但し、必要に応じ実費弁償をなすことができる。

第13条 本会の事務を処理するため事務局を置き、次の職員を会長が任命する。

事務局長1名 職員若干名

第14条 本会の運営に必要な経費は、会費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

第15条 会費は、4月1日に現存する町村が分担する会費額を収入する。

第16条 任期満了等により正副会長及び理事がすべて欠けた場合は、事務局長が

会長事務を代行する。

第17条 本会則の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別にこれを定める。

附 則

本会則は、昭和26年10月20日から施行する。

～〔略〕～

附 則

この会則は、議決の日から施行する。